

制定 19. 4. 1	改正 2. 4. 1
改正 20. 10. 1	〃 6. 4. 1
〃 22. 4. 1	〃 8. 4. 1
〃 23. 4. 1	〃 8. 6. 1
〃 24. 4. 1	
〃 25. 4. 1	
〃 26. 4. 1	
〃 27. 4. 1	
〃 28. 4. 1	
〃 30. 4. 1	

福島学院大学大学院規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この大学院規則は、福島学院大学学則第6条の2第2項の規定に基づき、福島学院大学大学院（以下「本大学院」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本大学院は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力および高度の専門的職業を担うための能力を培うことを目的とする。

2 本大学院は、前項の目的に加えて地域社会への貢献及び文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第2条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 点検・評価の組織および方法については別に定める。

(情報の公表)

第4条 本大学院は、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況をホームページで公表するとともに、自己点検・評価および認証評価の概要について、刊行物もしくはホームページへの掲載、その他の方法により、適宜、情報の公表を行うものとする。

第2章 組 織

(大学院の課程)

第5条 本大学院に修士課程を置く。

(教育方法の特例)

第5条の2 本大学院は夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(研究科および収容定員)

第6条 本大学院に、次の研究科および専攻を置く。

心理学研究科

臨床心理学専攻

2 前項の学生定員は次のとおりとする。

入学定員 収容定員

心理学研究科

臨床心理学専攻 7名 14名

(教育研究および人材育成の目的)

第7条 本大学院心理学研究科臨床心理学専攻は、心理学領域の理論および応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成する。

2 教育研究および人材育成の目的については、本規則をホームページに掲載するほか、入学案内等で公表するものとする。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の二学期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律に定める休日
3. 創立記念日 2月15日
4. 春期休業
5. 夏期休業
6. 冬期休業

2 前項第2号および第4号から第6号の休業期間については毎年度当初に定める学事日程によるものとする。

3 授業回数、および実習日数の確保のため、休業日であっても授業日、もしくは実習日とすることがある。

4 感染症の予防上、もしくは緊急の事情により必要ある場合は、授業日であっても臨時に休業日を設けることがある。

第4章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第 11 条 修業年限は 2 年を標準とする。ただし、2 年を超えて計画的な履修（以下「計画履修」という。）を希望する場合には修業年数を 4 年以内とすることができる。

(在学年限)

第 12 条 学生は第 33 条に定める休学期間を含めて 4 年を超えて在学することはできない。

第 5 章 入 学

(入学の時期)

第 13 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 14 条 大学院に入学することのできる者は、次によるものとする。

1. 大学を卒業した者
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
3. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
4. 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
5. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
6. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
7. 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 文部省告示第 5 号）
8. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

(入学者受入れの方針)

第 14 条の 2 本大学院は、第 2 条に定める目的並びに第 7 条に定める教育研究および人材育成の目的に基づく入学者受入れについての方針を定め、公表するものとする。

(入学の出願)

第 15 条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 出願の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選抜)

第 16 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続および入学許可)

第 17 条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金およ

び授業料等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
(転入学・再入学)

第 18 条 転入学又は再入学を希望する者については選考の上、研究科委員会の議を経て転入学又は再入学を許可することがある。

- 2 前項の場合、学長が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院（再入学の場合は本大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとする。

ただし、本大学院において退学時と同一専攻に再入学する場合は、既修得の科目・単位について、10 単位を超えて認定することがある。

第 6 章 教育課程および授業方法等

(教育課程編成・実施の方針)

第 19 条 本大学院は、教育課程編成・実施の方針を定め、公表するものとする。

(教育課程の編成)

第 19 条の 2 本大学院は第 7 条に定める教育研究および人材育成の目的を達成するため必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）の計画を策定し、教育課程を体系的に編成する。

- 2 本大学院の教育課程は、前項の方針に沿い、必修科目、選択科目を開設し、専攻毎に必要な科目群に分けて編成する。

(授業科目および単位数)

第 20 条 本大学院の授業科目および単位数は、別表第 1 に定めるところによる。

- 2 本大学院の教育は授業科目の授業および研究指導によって行うものとする。
- 3 本大学院では、文部科学大臣が定めるところにより第 1 項に定める授業科目の一部については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第 21 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準によるものとする。

1. 講義および演習については、15 時間から 30 時間の範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする
2. 実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする

2 修士論文研究指導科目（課題研究）については、前項の規定にかかわらず必要な学修をもって 1 単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 22 条 第 18 条に定める転入学・再入学以外で、他の大学院を修了又は中途退学し、新たに本大学院に入学した学生の既修得単位（科目履修生として修得した単位を含む）については、学長が教育上有益と認めたときは、本大学院における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとする。

第 7 章 履修要件等

（履修登録）

第 23 条 学生は履修する科目を選定し、履修届を提出するものとする。

（成績評価および単位認定）

第 24 条 本大学院は学修成績の評価方法を次のとおり定める。

1. 成績評価は 100 点を満点とし、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする
2. 単位の認定は、必要な課程として定められた時数の 3 分の 2 以上を出席し、本大学院の行う試験、その他による成績審査に合格したものに対して行う

ただし、第 21 条第 2 項の授業科目については学修の成果を評価して単位を認定する

- 2 本大学院は学修の成果の単位認定にあたっては客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示すると共に、当該基準に従って適切に行うものとする。

（GPA）

第 24 条の 2 本大学院は、大学院生の学修成果の達成状況を可視化し、教育の質保証及び研究指導の充実に資するため、GPA（Grade Point Average）制度を導入する。

- 2 GPA の取り扱いについては、成績評価及び GPA 制度に関する規程のとおりとする。

（成績発表）

第 25 条 成績の発表は次の方法による。

1. 発表の時期は各学期末とし、書類をもって学生に通知する
2. 成績の段階は 5 段階とし、評価記号ごとの点数は次のとおりとする。
A+（100～90 点）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、
D（59 点以下）

ただし、授業科目によっては単位の認定・不認定のみを記載することがある。

第 8 章 修士論文

（論文の内容）

第 26 条 心理学研究科について、学生が提出する修士論文の内容は臨床心理学

に関するものとする。

(倫理的配慮)

第 27 条 指導教員は学生の修士論文作成指導にあつては、学生が被対象者の倫理的配慮に努めるよう留意するものとする。

(論文の提出)

第 28 条 修士論文は、指定された期日までに提出しなければならない。

(審査会)

第 29 条 提出された修士論文の審査は審査会で行う。

2 審査委員は主査 1 名（指導教員）、副査 2 名（論文内容と同領域を専門とする教員 1 名、他領域を専門とする教員 1 名）、計 3 名とし、専攻会議の議を経て学長が委嘱する。

3 前項に定める審査委員のうち 1 名は臨床心理士有資格者をもって充てるものとする。

(試験)

第 30 条 修士論文の試験は審査委員 3 名による審査会において、修士論文の要旨の発表、および審査委員による質疑に対する応答によって行う。

2 前項の審査会において指導事項が付された場合は、当該学生は修士論文を修正もしくは補充のうえ、定められた期日までに再提出しなければならない。

(評価方法)

第 31 条 修士論文の評価は、合・否とし、審査会の議を経て主査が決定する。

第 9 章 学籍異動

(休学)

第 32 条 病気その他の事由により、2 ヶ月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため休学する場合は、原則、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第 33 条 休学期間は 1 年以内とする。

(復学)

第 34 条 休学期間中、その理由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

2 病気によって休学した者は、原則、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第 35 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒による場合は第 45 条に定めるところによる。

(退学処分)

第 35 条の 2 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が退学処分とする。

1. 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお納付しない者

2. 第 12 条に定める在学年限を超えた者
 3. 第 27 条第 2 項に定める休学年限を超えた者
- 2 退学処分となった者の既修得単位はこれを有効とする。ただし、前項第 1 号による退学処分者については納付金の有効期限内による修得単位に限るものとする。
- 3 退学処分の通知には第 1 項の該当条項を記載して本人に通知するものとする。
- (除籍)
- 第 36 条 次の各号の一つに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

1. 在学中に死亡した者
2. 6 カ月以上にわたり行方不明の者

第 10 章 修了認定および学位授与

(修了認定・学位授与の方針)

第 36 条の 2 本大学院は、修了認定・学位授与の方針を定め、公表するものとする。

(修了認定)

第 37 条 本大学院心理学研究科修士課程に在学し、必修科目 24 単位、選択科目 10 単位以上計 34 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格した者は、修士の課程を修了したものと認める。

(学位の授与)

第 38 条 学長は、前条の規定を満たし、第 7 条に定める教育研究および人材育成の目的に適うと研究科委員会で認定した者に対し、修士の学位を次のとおり授与する。

心理学研究科

臨床心理学専攻 修士（臨床心理学）

(臨床心理士受験資格の取得)

第 39 条 本大学院心理学研究科臨床心理学専攻修士課程は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第 1 種指定大学院として、次に定める要件を満たした者に、臨床心理士受験申請資格証明書を交付する。

1. 別表第 2 の必修科目から 9 科目 16 単位、選択必修科目群（A, B, C, D, E）からそれぞれ 2 単位以上、計 10 単位以上、合計 26 単位以上を修得した者
2. 修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものである者
3. 本大学院の修士（臨床心理学）の学位を取得した者

(公認心理師国家試験受験資格の取得)

第 39 条の 2 次に定める要件を満たした者に、公認心理師国家試験受験資格を付与する。

1. 大学において、心理学その他の公認心理師となるための必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めて卒業し、本大学

- 院において別表第3に定める科目の単位を修得した者
2. 本大学院の修士（臨床心理学）の学位を取得した者

第11章 科目履修生、研究生、外国人留学生、特別聴講学生

（科目履修生）

第40条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一、または複数の授業科目の履修を希望する者がある時は、本大学院の教育に支障がない限り、選考のうえ科目履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目履修生に対する成績評価及び単位の認定については、第24条の規程を準用する
- 3 科目履修生に関する規程は別に定める。

（研究生）

第41条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある時は、本大学院の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として在籍を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は次のとおりとする。
 1. 修士の学位を有する者またはこれと同等以上の学力があると本大学院が認めた者
 2. 学士の学位を有する者またはこれと同等以上の能力があると本大学院が認めた者
 3. 短期大学士の学位または准学士の称号を有する者で実務経験2年以上（93単位制3年制の卒業者もしくは短期大学1年制専攻科の修了者は1年以上）を有し、学士と同等以上の能力があると本大学院が認めた者
- 3 研究生に関する規程は別に定める。

（外国人留学生）

第42条 外国人で、高等教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学することを志願する者がある時は、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

（特別聴講学生）

第43条 他の大学院の学生で、本大学院における特定の授業科目を履修することを希望する者がある時は、当該大学院との協定に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第12章 賞 罰

（表彰）

第44条 本大学院の学生にして、表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て教授会に諮り学長がこれを表彰する。

（懲戒）

第 45 条 本大学院生の学生にして、大学院規則その他の規程に違反し、または本大学院生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て教授会に諮り学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の内容は、譴責、停学、退学処分とする。

3 前項の懲戒は以下に該当する学生に対して行う。

1. 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
2. 正当な理由なく出席常でない者
3. 試験等（出席確認を含む）において2度以上の不正行為を行った者
4. 試験に際し、本人に替わって受験を行った者及びそれを行わせた者
5. 本学の秩序を乱した者
6. 学生としての本分に著しく反した者
7. ストーカー、ハラスメント等の行為を行った者で改悛に至らない者
8. 暴力等の行為を行った者
9. 犯罪行為を行った者
10. 故意または過失により校舎、設備等に大きな損害を与え、もしくは火災に至らしめた者
11. 飲酒を強要し、相手を重篤に至らしめた者
12. 飲酒運転を行ない、重大な人身事故または物損事故を起こした者

第 13 章 入学検定料・学費およびその他の費用

（入学検定料・入学金・授業料等）

第 46 条 本大学院の学費は次のとおりとする。

臨床心理学専攻	
入学検定料	30,000円
入学金	200,000円
授業料	年額 800,000円
教育充実費	年額 140,000円
実験実習費	実費

ただし、本学学部の卒業年入学者は入学金の全額、過年度卒業者（短期大学部出身者を含む）は入学金の半額を免除する。

2 第 11 条ただし書きによる、計画履修学生の授業料および教育充実費については、本人の申出により2年間の合計額を計画年数で除した金額を毎年払い込むものとする事が出来る。

3 前項に規定する計画履修学生を除く大学院生が標準修業年限（2年）を超えて在学する場合、または計画履修学生が修業年限（3年）を超えて在学する場合の学費については次のとおりとする。

1. 修了に要する修得単位のうち「臨床心理課題研究Ⅳ」のみが不合格の場合

授業料	一学期	175,000円
教育充実費	一学期	35,000円

2. 「臨床心理課題研究Ⅳ」を除く必修科目および選択科目の修得単位数が修了要件を満たさない場合の授業料、教育充実費、実験実習費について

ては第46条第1項に定めるものとする。

(納入期限)

第47条 学費の納入期限は次のとおりとする。

1. 入学一時金

入学金、施設設備費 合格通知後の指定する日まで

2. 年度納付金

授業料、教育充実費 前期分 4月20日まで

ただし新入学生については前年度3月31日まで

後期分 9月30日まで

2 前項第2号の年度納付金は、前期・後期一括納入することができる。

3 学費は出席の有無にかかわらず、これを納入しなければならない。

4 前期または後期の途中において復学した者の納付金額は別に定める。

(納付金の返還)

第48条 前条の定めによる納入学費について、入学辞退もしくは入学後退学許可を得た場合の返還については次のとおりとする。

1. 入学手続きを行なった後、入学式の前日までに文書で入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き、納入された学費の全額を返還する。

2. 入学式日以降4月末日までに退学許可を得た場合、入学金を除き施設設備費および前期分納入学費のそれぞれ80パーセント（千円未満切捨て。以下本条において同じ）、並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

3. 入学年度の5月1日から5月末日までに退学許可を得た場合、施設設備費および前期分納入学費のそれぞれ60パーセント、並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

4. 入学年度6月1日以降の退学者については返還しない。ただし、前後期の学費を全納した者が9月末日までに退学許可を得た場合は、後期分学費を返還する。

(休学中の学費)

第49条 休学の許可を受けた者は、次学期以降の休学期間中の学費を免除する。

(学費納入の猶予)

第50条 学生もしくはその学費負担者が経済的理由、または罹災によって学費の納付が困難である場合は、第46条に規定する学費の徴収を猶予することができる。

2 学費徴収猶予に関しては「福島学院大学学費徴収猶予規程」の定めを準用する。

第14章 教員組織および運営組織

(教員組織)

第51条 本大学院の授業および研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する次の資格を満たす福島学院大学の専任の教員がこれを行う。ただし、特に必要のある場合は、兼任の教員を充てることができる。

1. 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
2. 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
3. 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
4. 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(研究科長)

第 52 条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の専任教授をもって充てる。

(研究科委員会)

第 53 条 本大学院心理学研究科の運営のため、心理学研究科委員会（以下、研究科委員会という。）を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する専任の教授並びに、学長および学長が指名した教職員をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、学長の承認のもとに心理学研究科長（以下、研究科長という。）が招集してその議長となる。
- 4 研究科委員会は学長が必要と認めた時は福祉学部教授会と合同で開くことができる。

(審議事項)

第 54 条 研究科委員会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

1. 学生の入学、課程修了認定に関する事項
2. 学位の授与に関する事項
3. 大学院規則(教育課程を含む)に関する事項
4. 学生の研究指導および教育指導に関する事項
5. 入学前・入学後の他大学院および本学他専攻等における修得単位の認定に関する事項
6. 学生の褒賞、懲戒に関する事項
7. その他学長が必要と認めた事項

(報告事項)

第 54 条の 2 研究科長は直近の研究科委員会に次の事項を報告するものとする。

1. 学生の留学・休学・復学に関する事項
2. 学生の転学・退学に関する事項
3. 計画的履修に関する事項
4. その他研究科長が必要と認めた事項

(教授会への報告)

第 54 条の 3 学長は、前二条による審議事項および報告事項を、直近の大学教授会に報告するものとする。

(専攻会議)

第 55 条 心理学研究科の専攻の運営のために専攻毎に専攻会議を置く。

- 2 専攻会議は専攻の授業を担当する専任の教員をもって組織する。
- 3 専攻会議は、心理学研究科長が招集し、その議長となる。
- 4 専攻会議は次の事項を審議する。
 1. 専攻学生の研究指導に関する事項
 2. 専攻学生の教育指導に関する事項

3. 実習の実施および委託並びに実習訪問に関する事項
4. ケースカンファレンスの実施に関する事項
5. 教育課程およびシラバスの整合性に関する事項
6. 計画履修学生の研究計画に関する事項
7. 修士論文の指導に関する事項（倫理的配慮を含む）
8. FDの実施に関する事項
9. 自己点検評価報告書の作成に関する事項
10. 学内教員との共同研究に関する事項
11. その他学長又は研究科長の諮問又は指示する事項

第15章 教育研究施設および図書館

（教育研究施設）

第56条 本大学院の教育研究のため、研究室、演習室、実験実習室等必要な施設を置くものとする。

2 本大学院の施設は、福島学院大学の施設と共用とする。

3 本大学院の附属施設として心理臨床相談センターを置く。

（図書館）

第57条 福島学院大学の図書館に、本大学院の教育研究に必要な図書および学術雑誌を備えるものとする。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

ただし、第35条の2、第36条、第46条第3項については平成23年度在学生より適用する。

附 則

この規則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

ただし、第 29 条第 3 項および第 39 条第 1 項については平成 25 年度入学生から適用する。

附 則

この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。
2. 第 39 条の 2 について、平成 29 年度以前に入学し修了した者は、公認心理師法附則第 2 条第 1 項による特例を適用し、別に定める履修細則によるものとする。

附 則

1. この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。
2. 第 6 条第 1 項に定める研究科のうちこども心理専攻については平成 31 年度から学生募集を停止する。
3. 第 6 条第 2 項に規定する収容定員のうち、平成 31 年度におけるこども心理専攻の収容定員は 7 名とする。

附 則

1. この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。
2. こども心理専攻は、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
2. 改正後の第 46 条の規定は、令和 9 年度入学生から適用し、令和 8 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第1 (教 育 課 程)

心理学研究科 臨床心理学専攻

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
臨床心理学特論Ⅰ	2		修了要件は、必修科目 24 単位、選択科目 10 単位以上、計 34 単位以上を修得し、修士論文の審査および試験に合格するものとする。
臨床心理学特論Ⅱ	2		
臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2		
臨床心理面接特論Ⅱ	2		
臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
臨床心理査定演習Ⅱ	2		
臨床心理基礎実習	2		
臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習A)	1		
臨床心理実習Ⅱ	1		
心理実践実習B		5	
心理実践実習C		4	} いずれか2単位必修
心理統計法特論		2	
臨床心理学研究法特論		2	} いずれか2単位必修
発達心理学特論		2	
教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)		2	} この内より2単位必修
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	
職場メンタルヘルス特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)		2	
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	
精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	} いずれか2単位必修
発達障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
心理療法特論		2	} いずれか2単位必修
学校臨床心理学特論		2	
心の健康教育に関する理論と実践		2	課題研究は、研究指導のための科目とする。
臨床心理課題研究Ⅰ	2		
臨床心理課題研究Ⅱ	2		
臨床心理課題研究Ⅲ	2		
臨床心理課題研究Ⅳ	2		

別表第2（臨床心理士受験資格証明書付与にかかる必要科目及び単位数）

		授業科目名	単位
必修科目		臨床心理学特論Ⅰ	2単位
		臨床心理学特論Ⅱ	2単位
		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2単位
		臨床心理面接特論Ⅱ	2単位
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2単位
		臨床心理査定演習Ⅱ	2単位
		臨床心理基礎実習	2単位
		臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）	1単位
		臨床心理実習Ⅱ	1単位
		小計	16単位
選択必修科目	A群	授業科目名	単位
		心理統計法特論 臨床心理学研究法特論	2単位以上
	B群	発達心理学特論 教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2単位以上
	C群	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） 職場メンタルヘルステ論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開） 犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2単位以上
	D群	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開） 発達障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2単位以上
	E群	心理療法特論 学校臨床心理学特論	2単位以上
		小計	10単位以上
		必修・選択必修合計	26単位以上

注1．必修科目の「特論」「演習」は臨床心理士資格を有する専任の教員が担当するものとする。

注2．必修科目の「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）・臨床心理実習Ⅱ」は、学内外の実習施設において、実際に受理面接、心理査定、心理面接などを行い、複数の指導教員によるカンファレンス、スーパーヴィジョンなどを含むものとする。

注3．実習に関する科目は、複数の教員が担当し、すべて臨床心理士の資格を有する者とする。

注4．必修科目および選択必修科目E群は、臨床心理学専攻の学生に特化して開講するものとする。

別表第 3（公認心理師受験資格付与にかかる必要科目及び単位数等）

授業科目名		授業形態	単位	時間
心理実践科目	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	発達障害児心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	職場メンタルヘルス特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2 単位	30 時間
	臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	講義	2 単位	30 時間
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講義	2 単位	30 時間
	心の健康教育に関する理論と実践	講義	2 単位	30 時間
実習科目	臨床心理実習 I (心理実践実習 A)	実習	1 単位	45 時間
	心理実践実習 B	実習	5 単位	225 時間
	心理実践実習 C	実習	4 単位	180 時間